

「決済代行業者」介在型クレジットカード決済の問題点と必要な規制

弁護士 増田 朋記

1 はじめに

近年、インターネットを利用した取引に関する消費者被害が増大しており、被害の内容についても極めて高額な被害額となる深刻なケースが多発している。本稿では、こうした被害事例の中で頻繁に利用され、被害増大の一つの要因となっていると考えられる、いわゆる「決済代行業者」の介在するクレジットカード決済の実態について検討した上、その問題点とあるべき規制について指摘する。

2 多発するインターネット取引被害

- (1) インターネットを利用した取引は、近年非常に活発に利用されるようになり、その市場を拡大しているが、その一方で、インターネット取引を巡る消費者トラブルも増大している。
- (2) 国民生活センターが消費生活相談情報をまとめた「2010年度のPIO-NETにみる消費生活相談の概要」¹⁾によれば、2010年度の消費生活相談のうち、販売方法・手口として最も多かったのが「インターネット通販」(116,480件)であった。

そして「インターネット通販」による主な商品・役務は「アダルト情報サイト」(53.4%)・「出会い系サイト」(16.4%)・「デジタルコンテンツその他」(15.4%)などであり、特に「出会い系サイト」については、「出会い」を目的とするサイト(出会い型)のほかに、芸能人やそのマネージャー等の相談に応じることを目的とするサイト(同情型)や収入・金銭を得ることを目的とするサイト(利益誘因型)など様々な類型が存在し、いずれもサイトに誘導された消費者が、「ポイント購入費」や「文字化け解除料」などの名目で高額の請求を受けるといった被害に遭っており、現在では「サクラサイト商法」とも呼ばれ、年間約3万件の相談が全国の消費生活センターに寄せられるなど、重大な社会問題となっている²⁾。

3 決済代行業者の実態と問題点

- (1) こうしたインターネット取引における消費者被害

については、多くの事例で決済代行業者の介在するクレジットカード決済が決済手段として利用されており、被害を増大させる要因となっている。

- (2) クレジットカード取引では、クレジットカードを保有し使用する消費者と、カード決済のできる販売店(加盟店)、カードを発行するクレジットカード会社(「イシューアラー」と呼ばれる。)、加盟店契約を締結し加盟店を管理するクレジットカード会社(「アクワイアラー」と呼ばれる。)³⁾の4者による取引となっているのが一般的である(【消費者】-【イシューアラー】-【アクワイアラー】-【販売店】)。

ところが、決済代行業者が介在する場合には、カード加盟店契約は決済代行業者とアクワイアラーとの間で締結される(【消費者】-【イシューアラー】-【アクワイアラー】-【決済代行業者】-【販売店】)。

すなわち、販売店は、すでにカード会社と加盟店契約をしている決済代行業者を介在させることによって、直接カード会社と加盟店契約を締結することなく、クレジットカード決済を導入することができるのである(販売店は決済代行業者の枝番・子番となる。)(ただし、決済代行業者のうち「包括代理店型」と呼ばれるものについては事務代行が主となり、加盟店契約自体は販売店とアクワイアラーとの間でも締結される。)

- (3) このような決済代行業者については、現行法下においては特に登録制などの開業規制や行為規制は定められておらず、監督官庁も存在していない。

そのため、十分な審査・管理体制が整備されていないような業者が多数参入しており、クレジットカード会社と直接加盟店契約を締結しようとした場合には審査によって通常排除されるような出会い系サイトなどの悪質なネット業者が、そうした決済代行業者を介在させることでクレジットカード決済を導入することが可能となってしまっており、悪質業者による消費者被害を助長するものとなっているのである。

実際、消費者庁が出会い系サイト100サイトを調査した結果、それらのサイトで利用されたクレジットカード決済は、その全てが決済代行業者を介在したものとなっていたと報告されている³⁾。

- (4) また、大手国際カードブランド会社のルールでは、カード会社は自国に存在する業者との間以外で加盟店契約を締結することは出来ないとしておられるが、被害事例の中には国内の決済代行業者が

海外のカード会社と加盟店契約を締結していると思われるケースが多々存在しており、被害内容が複雑化して、被害の救済がより困難なものとなる場合も多い。

4 消費者庁による任意の登録制度

- (1) 上記のような「決済代行業者」の介在するクレジットカード決済の問題に対しては、消費者庁が、平成22年8月から開催されていた「インターネット消費者取引研究会」における検討結果を踏まえ、平成23年7月から、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムに委託して任意の決済代行業者登録制度を運用し、実証調査を行っている⁴。
- (2) しかし、同実証調査の平成24年3月報告書⁵においても「事業者を対象とした任意の制度の運営においては、明確なメリットもしくは登録しないことによる罰則やデメリットが存在しない限り、その登録数を大きくすることは難しい。」と報告されているように、同制度はあくまで「任意」の登録にとどまる点で決済代行業者の問題に対する対策としての効果は限定的なものにとどまっている(なお、登録簿に登録されている決済代行業者は、平成24年8月17日時点で全25社である)。
- (3) また、そもそも同制度の目的は、登録簿を公開することで、一般的にわかりづらいつとされている決済代行業者の連絡先を明確にして、消費者や消費生活センターからの問い合わせを円滑に行える環境を整備することであり、決済代行業者の事業活動、取引等の適正性、適法性を保障するものではないとされているから、上記のように悪質業者が決済代行業者を介在させてクレジットカード決済を導入し、消費者被害が助長されているという問題に対する本質的な解決策となるものではない。

5 決済代行業者に対して求められる規制⁶

- (1) 決済代行業者の介在するクレジットカード決済を利用した消費者被害の増大を防止するためには、以下のような抜本的な規制が必要と思われる。
- (2) まず、何より必須なのは、決済代行業者に法令上の登録制を導入して、適切な行政監督を及ぼすことである。

現在、割賦販売法上、クレジットカード会社については登録制が導入されているが(割賦販売法31条)、販売店にクレジットカード決済を導入さ

せる機能を果たしている決済代行業者についても同様の規制を及ぼさなければ、販売店に対する十分な調査及び管理監督を行わせることはできず、悪質業者が蔓延する結果となってしまうからである。

- (3) さらに、そのような登録制を前提とした上で、決済代行業者について、提携する販売店に対する調査義務を法律上明確に規定すべきである。

割賦販売法において、イシューアであるクレジットカード会社は、アクワイアラーと加盟店契約を締結した加盟店についても利用者又は購入者等の利益保護に欠けると認められるときは調査義務が課せられているが(割賦販売法30条の5の2、同法施行規則60条3号ロ)、決済代行業者が介在し、アクワイアラーとも直接に加盟店契約の存在しない販売店については、クレジットカード会社の調査は極めて消極的なものにとどまっている現状にある。したがって、決済代行業者自身に販売店に対する同様の調査義務を課す必要がある。

- (4) 加えて、決済代行業者が、悪質な業者にクレジットカード決済を可能とさせ、その不正な取引による消費者被害を助長しながら、決済代行により多額の手数料収入を得ているという実態に照らせば、そのような悪質業者による消費者被害については、決済代行業者を第三者的立場とするのではなく、悪質業者と共に被害回復の請求先とするような法規制を導入することも検討すべきである。

6 最後に

本稿で述べた「決済代行業者」のほかにも、電子マネーやコンビニ決済など、現在では極めて多種多様な決済方法が存在している。こうした決済方法の多様化が、消費者に利便性をもたらしたことは事実であるが、その実態は不明瞭な部分が少なくなく、十分に法整備もされないまま運用されてしまっているのが現状であって、このままでは悪質業者の不正な取引を助長するツールとなり、多数の消費者被害を生む原因となるばかりである。

割賦販売法等による従来の規制の見直しを含め、これらの多様な決済方法に対する規制については再検討が必要であろう。

- 1 「2010年度のPIO-NETにみる消費生活相談の概要」(独立行政法人国民生活センター報道発表資料、平成23年8月25日)(http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110825_2.pdf)
- 2 「詐欺的な“サクラサイト商法”にご用心! -悪質“出会い系

- サイト”被害110番の結果報告から－」（独立行政法人国民生活センター報道発表資料、平成24年4月19日）（http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20120419_2.pdf）
- 3 「いわゆる決済代行問題の考え方について」（消費者庁第7回インターネット消費者取引研究会配付資料2、平成23年2月10日）（http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/110214adjustments_2.pdf）
- 4 「決済代行業者登録制度について～決済代行業者登録制度が7月1日から始まります！～」（消費者庁 NewsRelease、平成23年6月16日）（http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/110616adjustments_1.pdf）
- 5 「平成23年度調査研究 クレジットカードに係る決済代行業者登録制度に関する実証調査 報告書」（消費者庁、平成24年3月）
- 6 決済代行業者に対する規制に関しては、平成23年7月22日に京都弁護士会から関係各所に対し「割賦販売法の改正を求める意見書」が提出されている。（http://www.kyotoben.or.jp/siritai/menu/pages_kobetu.cfm?id=582）
- 同意見書においては加盟店とカード利用者との間の契約が解消されたことによる原状回復義務について、カード会社や決済代行業者にも連帯責任を負わせるべきとするなど画期的な意見が述べられているが、カード会社や決済代行業者が十分に加盟店を管理できておらず、加盟店の不正行為の結果についても、必ずしも責任ある対応がとられているとは言えない現状に鑑みれば、同意見書の意見は支持されるべきものと考えられる（本稿においても同意見書を参考として規制のあり方を検討している。）。

〈参考資料〉

- ・土井裕明「いわゆる決済代行業者による加盟店管理の潜脱について」（平成18年1月9日）（土井法律事務所HP、<http://www18.ocn.ne.jp/~doilo/archive/060109.pdf>）
- ・「クレジットカードに対する消費者の真の安心と信頼を確立するための割賦販売法の改正を求める決議」（第29回近畿弁護士会連合会大会第2決議、平成21年11月27日）（<http://www.kinbenren.jp/declare/2009/k20091127-02.pdf>）
- ・「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」（消費者委員会、平成22年10月22日）（http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/_icsFiles/afldfile/2010/11/26/101022_teigen.pdf）
- ・池本誠司「販売信用取引の現状と課題」法律時報83巻8号35頁（平23）
- ・八塚博幸ほか「出会い系サイト詐欺被害対策マニュアル」（出会い系・アダルトサイト被害対策会議、平23）